

宇部市個人情報保護対策審議会 開催記録

意見等聴取期間：令和3年1月29日～3月5日（書面議決）

1 議 題

- (1) 森林経営管理制度に基づくアンケート調査業務委託について
（提案課：北部・農林振興部農林振興課）
- (2) 預貯金照会業務の電子化について
（提案課：総務財務部収納課）

2 委 員

- (1) 委 員 佐藤会長、中村委員、屋敷委員、熊谷委員、伊藤委員、清水委員

議題1「森林経営管理制度に基づくアンケート調査業務委託（再委託部分）」について

各委員に対して議案説明資料をもとに意見・質問を聴取したところ、以下の質問が提出された。

質問①

森林経営の再委託の件についてお尋ねです。
宇部市で行う調査になぜ下関の郵便局が使用されるのでしょうか。
郵便局のシステム等の問題かもしれませんが、情報は可能な限り市内で抑えたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

回答①

再委託先の郵便局について、委託先のカルスト森林組合では指定することができず、郵便物発送業務を委託する場合は、日本郵便株式会社内での事務の割り振りとなるため、今回下関郵便局が指定されました。

宇部市内の郵便局での対応の可否を確認しましたが、日本郵便株式会社におけるシステム、事務処理方法に係ることであり、対応不可とのことであったため、宇部市外の郵便局が再委託先となることもやむを得ないと考えています。

〈書面審議〉

承諾する6、承諾しない0、無効0
全委員承諾により賛成可決。

議題2「預貯金照会業務の電子化」について

各委員に対して議案説明資料をもとに意見・質問を聴取したところ、以下の質問が提出された。

質問①

委託をする事務は預貯金照会業務の電子化ということであるが、照会の対象となる金融機関に対する照会者は、委託先ではなく、あくまでも委託元である宇部市ということか。

回答①

預貯金照会システムを利用しての照会データの作成・発信、及び回答データの受領はあくまでも宇部市が行うものであり、照会者は宇部市となります。

今回の預貯金照会業務の電子化の範囲は、現在、収納課担当者が行っている金融機関ごとの照会文書の印刷、発送と、その後に金融機関から回答のあった取引明細書類等を整理するまでの一連の業務です。

質問②

前項と関連するが、対象となる金融機関は、宇部市からの照会であることと照会の目的が滞納整理であることを電子的な照会文書により把握するということか。

回答②

照会者が宇部市であること、及び目的が滞納整理であることの根拠法令を依頼ファイルに明示した上で、現在、文書にて郵送で行っている照会に替えて預貯金照会システムによる照会とします。

質問③

口座の特定方法が、カナ氏名と生年月日だけということだが、その2点によって特定される預貯金の口座が真に照会対象者のものであるか、どのようにして判断するのか。

回答③

システムベンダーから提供を受けた「資料1」では「カナ氏名・生年月日のみ」となっていますが、pipit_LINQにて預貯金照会を行うにあたり、実際の運用では別添資料6「依頼ファイル(イメージ)」の項目を記載した上で金融機関へ預貯金照会システムにて照会し、金融機関はこれらの情報をもとに対象者を特定します。(うち英字氏名は該当者のみ。支店番号・漢字口座種別・口座番号については事前の調査で取引金融機関の口座が特定できている場合に記載します。)

質問④

この委託によって、国内にあるすべての金融機関が電子的な照会の対象となるのか、対象とならない金融機関がある場合、どの程度が対象外となるのか、たとえば、対象外となる金融機関の数、あるいは全体の数に対する割合によって回答していただきたい。

回答④

この預貯金照会システムを利用しての照会可能な金融機関は、pipit_LINQを導入している金融機関のみです。

当該システムは、令和2年12月現在、全国では約1,140の金融機関(農協・信用金庫等を含む。)のうち、34の金融機関が導入している(予定を含む。)状況です。

預貯金照会システム利用開始直後は、滞納者との取引が既に確認されている導入済金融機関に対して照会を行うことから、照会件数は収納課が行う照会のうち、10%未満にとどまる見込みです。

しかしながら、収納課が主要な照会先と考えている金融機関は2021年度～2022年度内に当該システムを導入予定であり、主要照会先となる金融機関のシステム導入後には、収納課で行う預貯金照会の50%以上(2019年度照会件数ベース)を電子化することが可能となる見込みです。

〈書面審議〉

承諾する6、承諾しない0、無効0

全委員承諾により賛成可決。

以上